令和３年１月８日（金）

保健体育課　岩佐

電話　087-832-3764

(内線5323)

学校における対応について

　県立学校における感染拡大防止の徹底等を図るため、「感染拡大防止対策期」（１月９日～２９日）の間、下記のとおり対応します。

　なお、この対応について、市町教育委員会にお知らせし、小中学校への御指導と適切な対応をお願いしています。

記

１　健康観察について

・　登校時における検温結果の確認や健康状態の把握に努め、可能であれば、校舎に入る前に行う。

・　児童生徒等本人のみならず、同居の家族に風邪症状が見られ、児童生徒等本人の出席を見合わせる場合は、欠席とせず、出席停止（学校保健安全法第１９条）とすることを保護者に周知する。

２　換気について

・　気候上可能な限り、常時換気を行い、常時換気が難しい場合は、３０分に１回以上数分間程度、窓を全開にし、換気を行う。

　・　学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

３　部活動について

（１）　実施の可否について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区分 | 実施の可否 |
| ア | 県内の学校との練習試合・県内大会等への参加 | ○ |
| イ | 全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加 |
| ウ | 県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記イを除く） | × |
| エ | 県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい |

※　ア・イについての留意点

・　部活動顧問のみで実施を決定するのではなく、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定する。

・ 本人及び保護者の意思を尊重すること。また、活動の参加の意思を確認する場合は、一般的に不参加を表明しにくいことを踏まえ、意思表示がしやすい雰囲気づくりに努める。

　　・ 主催団体が示す感染予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で参加する。

・ 活動前後における交流会や懇親会等への参加については厳に慎む。

（２） 同じ部活動に所属する生徒が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず、感染のリスクが高い活動については、慎重に検討を行い、感染症対策を徹底する。

（３） 合唱等を行う場合は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和２年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）を遵守する。